

令和8年度那賀エリアラーメン周遊事業委託業務プロポーザルに係る質問に対する回答について

令和8年度那賀エリアラーメン周遊事業委託業務プロポーザル実施要領「6 質問票の提出」に基づき、提出のあった質問に対して以下のとおり回答します。

【質問】

仕様書 4 (1) ⑥において、「ガイドブックについて、WEB 媒体（ホームページ、SNS 等）により複数回周知すること。」との記載があるが、ここで想定されている WEB 媒体について、既に運営されている媒体を活用する想定か、新規開設を含む想定か。

【回答】

那賀振興まちづくり連絡会議が運営する SNS（Instagram）のアカウントを活用いただくことや、受託者が関連している WEB 媒体を活用することが可能であり、必ずしも新規開設をしていただく必要はございません。

以上